

2025年11月11日

ジャパンネクスト証券株式会社

株式移転に伴う PTS 制度信用取引の取扱いについて(株式移転期日 2025 年 12 月 1 日)

株式移転に伴い完全子会社となる会社 2 社(表1)の PTS 制度信用取引の取扱いについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

表 1

親会社 (a)	完全子会社となる会社 (b)	上場廃止日	株式移転 期日	割当比率
(株)QPSホールディングス (464A) PTS貸借銘柄 (売買単位:100 株)	(株)Q P S 研究 所 (5595) PTS貸借銘柄 (売買単位:100 株)	2025.11.27	2025.12.1	(b)株式 1 株 につき(a)株 式 1 株
(株)インテリックスホールディングス (463A) PTS制度信用銘柄 (売買単位:100 株)	(株)インテリックス (8940) PTS制度信用銘柄 (売買単位:100 株)	2025.11.27	2025.12.1	(b)株式 1 株 につき(a)株 式 1 株

記

1. PTS制度信用取引の継続等について

表1の完全子会社となる会社株式は、上場廃止日にPTS制度信用銘柄の選定を取り消されることになりますが、PTS制度信用取引の未決済勘定については、株式移転期日からは、親会社株式のPTS制度信用取引残高として継続することができます。

2. 株式移転に伴うPTS制度信用取引の未決済勘定の調整について

完全子会社となる会社株式1株に対して割り当てられる交換対象会社の株式数が、表1のとおりであるため、株式移転期日の前日における完全子会社となる会社株式のPTS制度信用取引の未決済勘定については、株式移転期日をもって、その貸付株数(売付株数)及び買付担保株数(買付株数)並びに1株の原始約定価格の調整の必要はありません。

3. 応当日について

完全子会社となる会社株式において、最終弁済申出期日である6か月目の応当日が、上場廃止日(11月27)から11月30日までの間に到来する場合は、これを株式移転期日(12月1日)とします。

以上